

●各基本施策の「概要」と「市の現状と課題」(新旧案)

資料 2

基本施策 記載事項	第3期尼崎市障害者計画(現行)	第4期尼崎市障害者計画(改正案)
<b>基本施策3: 療育・教育</b>		
概要 (国の基本計画) (その他)	<p>■障害のある子どもの発達を支援する観点から、本人やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行うことが求められています。</p> <p>■障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、年齢及び能力、それぞれの特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のない児童生徒と共に教育を受けることができるよう配慮しつつ、必要な施策を構築していくことが求められています。</p> <p>■国においては、インクルーシブ教育の理念に基づき、すべての子どもに最も適した教育・指導を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が検討されています。今後、国の動向を踏まえながら、特別支援教育のあり方について検討していくことが必要となります。</p>	<p>■障害のある子どもの発達を支援する観点から、<u>幼児の成長記録や指導上の配慮に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有するなど</u>、本人やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行うことが求められています。</p> <p>■<u>障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が、合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにすることが求められています。</u></p> <p>■<u>障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるよう条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に答える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の整備を推進することが求められています。</u></p>
市の現状と課題	<p>□障害のある子どもや発達に課題のある子どもに対しては、その能力を最大限に伸ばせるよう、障害等を早期に発見し、必要な治療や教育・指導訓練等の早期支援につなげることが重要です。そのため、専門的、継続的な相談支援体制の充実を図るとともに、医療機関・保育所・幼稚園等の関係機関との連携を強化していく必要があります。</p> <p>□障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられるよう、本市の児童発達支援センター「あこや学園」・「たじかの園」・「かしのき学園」を中心に障害児通所支援を行っています。これらのサービスは、児童福祉法の改正によって平成24年4月から再編・創設されたものであるため、引き続き、適切なサービス提供のための指導・助言等に取り組むことが必要です。</p> <p>□障害のある子どもの療育や早期支援の課題等について協議を行うため、尼崎市自立支援協議会の「あまっこ部会」を開催しています。部会では保護者をはじめ、教育・福祉・保健・医療の関係者等が情報を共有し、未就学から就職まで適切な支援を継続的に受けるためのツールに活用できる「サポートファイル(あまっこファイル)」の作成や地域における支援の場についての実態把握等に取り組んでいます。引き続き、障害のある子どもの健やかな成長と「途切れのない支援」に向けた検討を進めることが必要です。</p> <p>□保育所・幼稚園において、障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境の整備を図り、一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。引き続き、専門性の向上や保育内容の充実を図り、障害のある子どもを受け入れる体制の整備を図る必要があります。また、障害のある子どもの放課後における居場所対策を推進していくことも必要となっています。</p> <p>□障害のある児童生徒が持てる力を高め、学習生活上の困難を改善・克服できるよう、教職員の知識や技能の向上を目的とした研修や巡回相談等を行い、一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、家庭や地域等と連携を図りながら特別支援教育の推進に取り組んでいます。また、教育・医療・福祉等の関係機関で構成する「尼崎市特別支援連携協議会」において、地域における特別支援教育のあり方や就学にかかわる課題の協議を行っています。引き続き、早期からの継続した就学相談や進路選択など適切かつ効果的な支援が行える体制づくりを推進していくことが必要です。</p> <p>□児童生徒の障害に対する理解を促進するため、学校教育において福祉教育の推進に取り組んでいます。今後とも、様々な交流や体験、障害のある友達との関わりを通じて、障害についての理解を一層深め、ノーマライゼーション理念に基づく福祉意識を育てていく必要があります。また、不安や悩みを抱える児童生徒に対して、各学校において教育相談を実施しています。引き続き、児童生徒がいきいきと学校生活を送れるよう、身近で気軽に相談できる環境を提供していく必要があります。</p>	<p><u>発達に課題のある子どもの早期発見・支援、専門的相談支援、関係機関の連携強化等</u></p> <p><u>児童発達支援センターを中心とした障害児通所支援</u></p> <p><u>自立支援協議会における協議、「あまっこファイル」の作成等</u></p> <p><u>障害児保育、放課後の居場所対策の推進等</u></p> <p><u>特別支援教育の推進、「尼崎市特別支援連携協議会」における協議等</u></p> <p><u>学校教育における福祉教育の推進、学校における教育相談の実施</u></p>

基本施策 記載事項	第3期尼崎市障害者計画(現行)	第4期尼崎市障害者計画(改正案)
基本施策4: 雇用・就労		
概要 (国の基本計画) (その他)	<p>■障害のある人が地域で自立して暮らしていくため、就労の場の確保が重要となります。就労を希望する障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労の場において工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進していくことが求められています。</p> <p>■平成25年6月の改正障害者雇用促進法により、雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止や職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(平成28年4月施行)のほか、精神障害のある人の雇用が義務化(平成30年4月施行)されることなどが新たに規定されています。</p> <p>■障害者優先調達推進法において、地方公共団体は、障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立の促進に資するため、障害者支援施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めることとされています。</p>	<p>■障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには、就労が重要という考え方の下、働く意欲がある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な人には福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進することが求められています。</p> <p>■一般就労をした障害のある人の職場定着に向けて、就業面や生活面からの一体的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関と連携しながら、継続的な職場定着支援を行うことが求められています。</p> <p>■改正障害者雇用促進法の趣旨等を踏まえ、地方公共団体においても障害者雇用を一層促進していくため、地方公務員の募集や採用、採用後の各段階において、平等取扱いの原則や合理的配慮指針に基づく必要な措置が講じられることが重要です。</p> <p>■障害者優先調達推進法に基づき、地方公共団体は、障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立の促進に資するため、障害者支援施設等の受注機会の増大に向けた取組の推進が求められています。</p>
市の現状と課題	<p>□障害のある人の働く場を確保するため、障害者総合支援法に基づき、就労系サービスの提供を行っています。また、「尼崎市障害者就労・生活支援センターのみり」において就労相談や面接への付き添いなど直接的な支援を行う「障害者就労支援事業」を実施するとともに、市役所内においても就労実習等を行っています。「障害者就労支援事業」については、市単独事業として就労支援相談の充実や事業対象者の拡大も進めてきた結果、一般就労への移行者数は増加傾向にあります。今後も、改正障害者雇用促進法による法定雇用率の引上げや就職後の定着支援の制度普及などにより、障害のある人の一般就労へのニーズが一層高まってくることが予想されるため、さらなる雇用先の開拓・確保や相談支援体制の充実が求められています。</p> <p>□障害のある人の就労を支援するための課題等について協議を行うため、尼崎市自立支援協議会の「あまのしごと部会」を開催しています。部会では当事者をはじめ、就労・教育・福祉の関係者等が情報を共有し、障害者就労支援施設等における自主製品などの広報活動のほか、企業への雇用啓発等に取り組んでいます。引き続き、障害のある人の就労や工賃向上のため、効果的な手法や具体的な取組についての検討を進めることが必要です。</p> <p>□福祉的就労については、施設の運営の安定や利用者の工賃水準の向上が課題になっています。本市では、特定随意契約の制度化や平成26年度に障害者優先調達法に基づく本市での調達方針を定め、障害者就労施設等からの受注機会の拡大を図っています。今後、制度の一層の周知や受注拡大のための新たな取組が必要となっています。</p>	<p>障害者就労支援事業の実施、法定雇用率の引上げ等</p> <p>自立支援協議会における協議、障害者就労支援施設等における自主製品などの広報等</p> <p>特定随意契約の制度化、障害者優先調達法に基づく調達方針等</p>

基本施策 記載事項	第3期尼崎市障害者計画(現行)	第4期尼崎市障害者計画(改正案)
基本施策5: 生活環境、移動・交通		
概要 (国の基本計画) (その他)	<p>■障害のある人が日常生活上の相談援助や介護等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進するとともに、その利用の促進を図ることが必要です。</p> <p>■公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進することが必要です。</p> <p>■障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活移動環境の整備を推進するため、障害のある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人に配慮したまちづくりを進めることが必要です。</p>	<p>■障害のある人が日常生活上の相談援助や介護等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進するとともに、その利用の促進や重度の障害のある人にも対応した体制の充実を図ることが必要です。また、地域で生活する障害のある人の支援の拠点となる「地域生活支援拠点等」の整備や当該拠点による取組を推進していくことが求められています。</p> <p>■公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進することが必要です。</p> <p>■障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害のある人が安全に安心して生活できる住環境や移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進など、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進していくことが求められています。</p>
市の現状と課題	<p>□障害のある人が地域で暮らしていくための基盤となるグループホームの整備を進めています。引き続き、入院・入所からの地域生活への移行をはじめ、障害のある人の「保護者の高齢化」や「親亡き後」の生活を見据え、一層の整備促進を図ることが必要ですが、その一方で、グループホームの整備促進にあたっては、消防設備設置の厳格化への対応や物件・夜間支援員の確保、事業所の安定的な運営、周辺住民の理解等、様々な課題があります。また、国の第4期障害福祉計画に係る基本指針においては、必要な時に長期・短期の利用ができて相談等にも応じることができる「地域生活支援拠点等」の整備目標が新たに盛り込まれています。今後、詳しい制度内容等について国等の動向を踏まえ、市内への整備に向けた十分な検討が必要とされています。</p> <p>□障害のある人や高齢者等にやさしいまちづくりの実現のため、「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」など関係法令等に基づき、施設や環境等の整備に取り組んでいます。住宅環境の整備では、旧耐震基準に基づいて建設された高層の市営住宅全棟の耐震診断を行ってきており、今後、建替や耐震改修を進めていくことが課題となっています。また、民間住宅の耐震化の促進については、引き続き、啓発及び知識の普及に取り組むことが必要とされています。移動環境については、これまで、市営バス全車両をノンステップバスへ更新してきたことや市内駅舎にエレベーターを設置してきたことなど、一定の整備促進に取り組んでいます。今後も、円滑に移動できる環境の整備に努めるとともに、一層のバリアフリー化に取り組んでいく必要があります。</p> <p>□障害のある人が自立した日常生活を営む上で必要な外出や社会参加を促進するため、障害特性や利用ニーズ等に応じた外出・移動の支援に関する各種事業を行っています。このうち、ヘルパーによる個別対応を行う「移動支援事業」については利用者が多く、事業者の数も増加傾向であることから、利用者への適切なサービス提供の確保や持続可能な制度の構築等が課題となっています。</p>	<p>グループホームの整備促進、「地域生活支援拠点等」の整備</p> <p>市営住宅、旧市営バス、鉄道駅舎におけるエレベーター設置などバリアフリー化の推進</p> <p>移動支援事業の持続可能な制度構築等</p>

基本施策 記載事項	第3期尼崎市障害者計画(現行)	第4期尼崎市障害者計画(改正案)
<b>基本施策6: スポーツ・文化、社会参加活動(生涯学習活動)</b>		
概要 (国の基本計画) (その他)	<p>■障害のある人が円滑にスポーツや文化芸術活動、交流活動等を行えるよう、環境を整備していくことは、社会参加という視点だけでなく、健康づくりや交流の輪を広げるなど生活を豊かにする上でも重要です。</p> <p>■平成23年8月に施行されたスポーツ基本法の趣旨を踏まえ、障害のある人が身近な地域において自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類や程度などに応じ必要な配慮をすることが求められています。</p>	<p>■障害のある人が円滑にスポーツや文化芸術活動、<u>余暇</u>・交流活動等を行えるよう、環境を整備していくことは、社会参加という視点だけでなく、健康づくりや交流の輪を広げるなど生活を豊かにする上でも重要です。</p> <p>■<u>障害のある人がその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための活動や取組を横断的かつ総合的に推進していくことが必要です。</u></p>
市の現状と課題	<p>□障害のある人がスポーツを通じて、体力の維持・向上を図るとともに、積極的な性格を養うことやお互いの交流と親睦を深めるため、「尼崎市障害者(児)スポーツ大会」の開催や「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」への参加及び協力を行っています。また、障害のある人の文化・芸術活動を推進するため、「兵庫県障害者芸術・文化祭」への参加を促進しています。引き続き、障害のある人がスポーツや文化活動に気軽に参加できる機会や場の充実が必要となっています。</p> <p>□障害のある人が地域と交流できる機会として、「市民福祉のつどい」を毎年開催しています。また、生涯学習として、障害のある人の学習ニーズに合った講座「ふれあい学級」を開講しており、障害のある人となない人が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場で交流する機会を創出することで、障害のある人の自信や生きがいを醸成するとともに、障害のない人との相互理解を促進しています。引き続き、障害のある人の社会参加を促進していくため、地域に対して幅広く参加を呼びかけていくことが必要となっています。</p> <p>□日中活動の場として、創作的活動など様々な機会を提供している地域活動支援センター等の運営を支援しています。また、身体障害者福祉センターにおいて、障害のある人が集い、活動・交流できる場の提供に取り組んでいます。引き続き、障害のある人が生きがいを持ち楽しむことができる活動等を支援していくため、気軽に安心して参加できる場を確保していくことが必要です。</p> <p>□公民館やボランティアセンター等において、点字・点訳、手話などのボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成・登録に取り組んでいます。引き続き、地域における担い手を確保していくことが求められています。</p>	<p><u>障害のある人のスポーツ、文化活動への参加機会・場の充実</u></p> <p><u>「市民福祉のつどい」や「ふれあい学級」など交流機会の創出</u></p> <p><u>地域活動支援センターや身体障害者福祉センターの運営による活動・交流の場の確保</u></p> <p><u>点字・点訳、手話などのボランティアの育成・登録</u></p>